

新宿区教育委員会会議録

平成20年第9回定例会

平成20年9月5日

新宿区教育委員会

## 平成20年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成20年9月5日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	熊 谷 洋 一
教 育 長	金 子 良 江		

### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	渡 部 優 子	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	濱 田 幸 二	教 育 指 導 課 長	上 原 一 夫
学 校 運 営 課 長	菅 波 健	副 参 事	齋 藤 正 之
教 育 施 設 課 長	本 間 正 己	副 参 事	遠 藤 剛

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 協 議

- 1 「（仮称）新宿区教育ビジョン」中間のまとめ素案について

### 報 告

- 1 社会教育委員の会議の意見書について（教育政策課長）
- 2 平成21年度の学校給食調理業務の民間委託について（学校運営課長）
- 3 原油等価格高騰緊急対策の実施について（学校運営課長）
- 4 新宿区立図書館の特別休館日等について（中央図書館長）
- 5 その他

開 会

木島委員長 それでは、ただいまから平成20年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

協議1 「(仮称)新宿区教育ビジョン」中間のまとめ素案について

木島委員長 本日は議案がございません。まず、協議を行います。

「協議1 「(仮称)新宿区教育ビジョン」中間のまとめ素案について」、事務局から説明をお願いいたします。どうぞ。

教育政策課長 教育政策課長でございます。

本日の協議の内容でございますが、「(仮称)新宿区教育ビジョン」中間のまとめ素案をつくりましたので、これの協議をお願いしたいと思っております。

概要を見ていただきたいと思いますが、この教育ビジョンにつきましては、教育委員会として計画の審議、策定を行うに当たりまして、私どもの事務局の中で、これは学校長の代表も入れていただいて検討会議を設置しました。それで何回か議論もし、また学識者である有識者との懇談になり、PTAの代表の方や学校の先生方も含め、いろいろと意見交換をし、一定の検討を進めているところでございます。

このたび、検討会議のほうにおいて、そのおおよその枠組みとなる中間のまとめを素案という形で取りまとめましたので、今回、教育委員会のほうに報告をするということでございます。

今後につきましては、この素案をもとに、教育委員会においてそのビジョンの中間のまとめを審議、策定をさせていただき、最終的に確定をしていくという作業に入っております。

ちょっと2番を除きまして、3番の今後のスケジュールを見ていただきたいと思いますが、本日を含めまして、9月26日の臨時会、10月2日定例会ということで、中間のまとめの協議を3回行いまして、最終的に10月2日に決定をいただき、その後、10月中旬以降に区民の皆様に対しましてパブリックコメント(意見聴取)をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、素案の中身について概要の説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、第 1 章のところ、ビジョンの策定にあたってというところでございます。策定の趣旨のつきましては、そこに書いてございますように、背景と必要性に分けて、最初の策定のところで説明をしていきたいということを考えてございます。都市化だとか少子化等のそういったものに関するようなこと、地域や家庭に関する教育力の低下の問題等、また法律等の改正を受け、また新たな学習指導要領への対応等、そういったところを前提条件にしながら策定をしていくという趣旨を書いていきたいというふうに考えてございます。

2の位置づけと計画期間でございます。位置づけにつきましては、「(仮称)新宿区教育ビジョン」につきましては、教育基本法第17条で、これは国に対しては義務づけてございますが、自治体に対しましては努力義務というふうにされてございます。教育振興基本計画としての位置づけを考えているところでございます。

後で出てきますこのビジョンの中の具体的な例示、取り組みの内容については、いわゆる地教行法の27条の関係で、点検・評価の対象として今後位置づけをしていく予定でございます。

また、3つ目の丸でございますが、これは教育振興基本計画という形の中で、教育の中のビジョン、計画ということでございますが、御案内のとおり、新宿区全体の基本構想・総合計画、それから第一次実行計画との整合性を十分図りながら策定する予定でございます。

計画期間につきましては、教育目標の部分については、21年度からおおむね10年間を見据えた子どもの将来像ということで設定を考えてございます。

また「3つの柱と14の課題」を設定させていただいてございますが、それも「教育目標」と同様の10年という期間の中で、教育施策の方向性を掲げているところでございます。

最後のところでございますが、それを前提にした「基本施策」、それから「具体的な取り組み」、これはまだ例示でございますが、この点については実行計画との整合性を図る必要から、21年度から3年間ということでの3カ年の計画の位置づけを考えてございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

このビジョンの位置づけを図柄でイメージとして出させていただいてございます。先ほど1ページで申し上げたようなことを前提に、従来は教育行政の推進に当たってということで、毎年教育委員会が、年明け早々、次年度の目標を定めておりまして、基本方針をそこに具体的に盛り込みながら、1年間の行政をどういうふうに行うかということをつくってござ

いましたが、その中のいろいろと法改正等も含めまして、今回はそのちょうど真ん中あたりでございますが、先ほど申し上げました、左側に区の全体の基本構想から実行計画の並びの中で、教育分野における教育ビジョンという位置づけの中で設定をしていきたいというふうに考えてございます。

教育目標があり、その下に3つの柱と14の課題、それを受けた形で基本施策や具体的な取り組み、こういう形でつくっていく方向でございます。それ以外には個別計画として下に2つのようなものもあるということでございます。

3番としましては、基本的な考え方ということで、教育をめぐるいろいろな課題なり現状の認識の必要性を感じてございまして、そこを基本的な部分ということで記載をしていきたいというふうに考えてございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

第 章のところ、これは教育の目標ということで、先ほど申しましたように、10年スパンの中で考える部分でございます。ここについては、毎年つくっておりました教育行政の推進に当たってというところでも必ず議論をさせていただき、その内容についてはほぼ一般的な内容で来ていたわけでございますが、今回、若干修正をさせていただきます。

参考に、下が直近で20年2月に決めたものでございます。今回このビジョンをつくる関係の中で、下線部、上からいきますと3行目でございますが、「郷土新宿を愛し」、その後ですが、「環境を大切に作る心」というものと、「国際感覚をそなえ」の後に「自立した区民」という形で今回修正をさせていただこうと思っております。このあたりにつきましては、学校現場の先生方やそのあたりについてアンケートもとらせていただき、いろいろ御意見をいただいたところでございます。最終的には、経済的にも精神的にも自立した区民として成長していただきたいという思いの中で、大きくこの3つの白丸に書いたところを前提に教育の推進をしていくという形でございます。それ以外は変わりございません。

それから、4ページのところにつきましては、第 章の教育の目標を受けた形で、より具体的にこの10年間のスパンの中で、3つの柱、視点といいますか、そういったものと14の課題ということで整理をさせていただいてございます。これを今後の教育施策の方向性の位置づけといいますか、起点として、学校教育の部分、それから地域・家庭教育の部分、制度の環境整備というところでのハードやソフト関係の整備ということで、大きく3つに分けてございます。

「子ども一人一人の「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現」、そこに課題1か

ら5まで記載をさせていただいております。知・徳・体というバランスの中、それから連携教育や就学前、そういったものを盛り込んでいるところでございます。

それから2つ目のところですが、「新宿のまちに学び、家庭と地域とともにすすめる教育の実現」というところでは、地域との連携教育、家庭教育力の向上、それから図書館関係をここに置いたり、子どもの安全や守る環境というところで課題を整理しているところでございます。

また、一番下のところについては、「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」ということで、課題の10から課題の14までということ、これは適正配置の関係や、それから学校経営力全体の強化につながるような話、教員の授業力の問題、それから支援を要する子どもたちに対する教育の推進やハード面での施設の整備というところでバランスを持って課題を整理したところでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページ、6ページを見ていただきたいと思います。先ほど申しました3つの柱が一番左側に来てございます。それを受ける形で、14の課題ということで、1から14まで整理をさせていただいたところでございます。そこまでが一応中間まとめということで、枠組みとして整備をさせていただいたところです。

この施策体系につきましては、参考ということで左上に書かせていただいておりますが、主な基本施策、それから具体的な取り組みの例示の部分については、まだ事務局としても今検討中ということで、本日につきましてはこれを参考ということで情報提供をさせていただいているところでございまして、きょうの議論の題材として提供させていただいているところです。

ちょっと4ページに戻っていただきたいと思います。誤字の訂正がございましたので、申しわけございません。2つ目のところの「新宿のまちに学び、家庭と地域とともに」とございますが、「家庭や地域とともに」ということで、「と」を「や」に変えていただきたいと思います。大変恐縮でございます。

ということで、きょうは素案を出させていただいておりますので、この内容についての御審議を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

木島委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

教育長 ちょっといいですか。私から一言。

木島委員長 どうぞ。

教育長 1ページの(2)の計画期間の最後のところ、「基本政策」及び「具体的な取り組

み（例示）」については新宿区実行計画との整合性を図るため、21年度から23年度の3カ年とすると書いてあるんですが、具体的な取り組みは21年から23年の3カ年で実行計画と整合させなきゃいけないんですが、基本施策はもう少し長期的なスパンで考えたものとしてまとめるとというのが筋ではないかというふうにちょっと私は思っているんで、ちょっとこの表記がいいのかなと思っていますので、もし皆さんの御意見があれば聞かせてください。

以上です。

木島委員長 そういう御意見でした。

どうぞ、白井委員。

白井委員 私もちっとそこを質問したいと実は思っていたところで、やっぱり期間のところをはっきりさせておきたい、3つの柱と14の課題というのが一応10年間ということであるとすると、ある程度その表題だけで終わってしまうので、それに見合う基本的な計画的なものはやはり10年間の中で考えて、多少、3年ごとに見直しとか、そういう具体的な取り組みのところが見直しの計画になると思うんですけども、14の課題だけが10年間ということになると余り、表題だけでちょっと思ってしまうというような疑問を持っていましたので、一応その辺検討していただきたい。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 この点については事務局でもいろいろと議論を重ねたところでございます。確かに3つの柱と14の課題というのはかなり抽象的な書き方でございますから、10年というスパンの中でほぼ変わらないようなしっかりとした柱立て、課題というものも多分そう大きくはぶれないかなというところは承知しているところでございますが、今お2人の委員の方からお話ございましたように、参考の施策体系を見ていただきますと、主な基本施策という言い方をしてございますが、ここの部分が予算とは連動せずに、当然、新宿の教育ということについて、しっかりと位置づけとして10年スパンで考えるものが確かにあることは事実だというふうな認識をしてございます。

ただ、これを前提に具体的な施策が取り組みとしてぶら下がってきますので、ここの基本的な施策の部分をどこまで書き込めるかというところは、実は今検討している最中でございます。方向づけとして、具体的な例示と挙げてございます具体的な施策です。ここは当然予算を担保した部分で、3カ年の実行計画との連携も図ると。そのこの起点の部分といたしましうか、そこに一定の重要な課題のところでの方向性を示す中で、この基本の施策をどのように位置づけしていくかというところが実は課題になってございますので、きょうの提案の中



では、必ず一定の予算のバックがなくてはいけないというスタンスではございませんが、より具体的に記述をしていく過程の中で、教育委員会として、私どもとして区民の方に御意見を賜るときに、ある程度のバックを持ったほうがいいかなということで今回は提示してございますので、今御指摘いただいた点については少し考えていこうかなというふうには思います。

教育長 この件に関して、再度調整ということでしていただきたいと思います。お願いします。

木島委員長 ほかの委員の方も今のよりよろしいですか。

これはそのとおりだと思えますよ。10年にも思っても、やっぱり施策に関してはいろいろな背景で変わる可能性はあっても、柱が変わるわけではないというような考え方もありますので、これは少し検討していただくと。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、羽原委員。

羽原委員 13番目の横のところの特別支援教育の推進。特別支援教育というのはどういう範疇の内容なんですか。

木島委員長 どうぞ、教育指導課長。

教育指導課長 今現在やっている事業で申し上げるならば、昨年度より特別支援教育センターを設置いたしまして、そして巡回相談をしながら区費講師を派遣しているところでございます。

あとは、特別支援といえますと配慮を要するお子さんになりますので、若干内容は変わってくるかもしれませんが、教育相談的な内容もこの中には入ってくる内容になるかと思っております。

以上でございます。

羽原委員 支援を要するという範囲が狭いのではないかなと。つまり、そこにあるような、情緒障害とか、あるいは外国人、そのところにウエートが置かれるのは非常にいいと思うんですが、通常の授業についていき損ねているような子どもたち、これは前も言ったことがあります、これがある意味で教育の大きな指針でなければいけないと、義務教育といっているのはそういう意味合いだと思えますよね。その点が何かちょっと、極端な状態は対応するけれども、もう学力がついていけない子どもは3分の1とか、そういう通常の状態になっているから、もっと柱としては、支援を要する子どもという範疇をもうちょっと広げて、一般化、普遍化した状態で取り組むんだという問題じゃないかなと。

本当に情緒障害とか何か特別な問題があると。1クラスに1人とか学校に何人という子どもの救済じゃなくて、もっと通常の教室の中にいる子どもたちのそういう状況、これに目を向ける教育をもっと具体的にうたうべきだと思うんですね。

なぜなら、最初の計画策定の背景というところに、子どもの学ぶ意欲の低下ということを設定しているんですね。その場合に、通常の子どもたちと、そっちはいい子もある程度の子も全部ごちゃまぜになって対象として、あと特別にどうしても必要というところだけを力を入れるかの印象があるんです。だけど、そうじゃなくて、もう学力低下は目に見えている状況なので、ついていけない子ども、3年生、2年生、この辺はいいとしても、4年、5年、6年、つまり中学に入って明らかについていけなくなる状況が読み取れている社会状況なのに、そこにこういうビジョンの中で強いウエートを置かないというのはおかしいと。

もっと教育というのは、義務教育だから、できる子どもを伸ばすという、つまり和田中学的なことは必要だけでも、むしろそうじゃないんだろうと。教育の眼目は、もうちょっと低いレベルの子を少し上げていくと。全部上がらなきゃいけないんだけど、低い子は低い子なりに支えて上げていくと。これはもうちょっと目線を下げて考えていく。目線の高い部分はある程度わかっているからそれはいいと思うんです。低い部分をもうちょっとビジョンの姿勢として取り入れて、表現の中で工夫してほしい。僕はそう思います。

教育政策課長 ちょっと施策の体系との関係で、まだ私どもも確定していなくて大変わかりづらいところがあって大変申しわけなく思います。

今羽原委員のおっしゃられているところも、私どもも十分承知しなくちゃいけないところでございますし、この目出しの出し方といいましようか、特に14の課題の1番目の確かな学力の向上のところ、今は柱立てとして一番上に、基礎・基本の確実な定着と個に応じた学習指導という言い方の中に、今の委員の御意見を踏まえた形のものを入れたいなと思っているのですが、そこの表示の仕方等を含めまして、ちょっと工夫の余地があるかなというふうに今意見をお聞きして考えたところでございます。

13のところについては、逆に大きな柱立てとしては、いろいろな時代の変化の中で、確かにシステムの関係や、それから制度のそういったところの受け皿としての一つの方向として支援教育というのを特化している形を出してございますので、それと1の中で今御指摘いただいたようなところがうまくリンクし、しっかりと目線として今おっしゃられたようなところがわかるような形での柱立ての工夫はしていきたいなというふうに思います。

教育指導課長 委員長、つけ加えさせていただきます。

木島委員長 どうぞ、指導課長。

教育指導課長 指導課長でございます。

ただいま貴重な御意見をいただきましたので、ぜひそのような観点では本当に、今政策課長が申しましたように、1のところでも十分書き込んでいきたいなと思います。

13につきましては、まさに今委員おっしゃられました、低い子が何で低いのかといったときに、本当に今御指摘いただきましたように、単なる発達障害とか外国籍にかかわらない理由が多分あると思います。心理的な理由あるいは友達関係、さまざまな原因、内面的な原因等もあると思います。そんな点の内面の部分を拾い上げた、さまざまな意味での支援を必要とする子に対する支援というものを、またここでも書き込んでいかなければ、多分、上の1にこたえ切っていないのではないかなと思いますので、あわせてその点も加えて書き込んでいきたいなと思います。

以上でございます。

木島委員長 羽原委員、どうぞ。

羽原委員 わかりました。

それで、大体こういうものは網羅的に、優等生的にできるものに決まっているんだから、それはいいんですが、何か目玉を据えていく、表現とか内容にもうちょっと、新宿区らしくてもいいし、何でもいいけど、もうちょっとどこか特化したような目玉商品がうたい出されてもいいんじゃないかなと。

これは新宿区を足立区に変えても、どこでも同じと。福岡県でもいい。それじゃちょっとおもしろくないので、外国籍の子どもが新宿区は多いから配分はあるけど。だけど、もうちょっと何か、せっかく教育をやっているんだから、何か具体的なアクセントになるようなビジョン、これをちょっと、ぜひ知恵を絞ってもらって。

木島委員長 政策課長。

教育政策課長 おっしゃるとおり、新宿というまちの特性も十分考慮した上で、やっぱり子どもたちが学ぶ学習環境、教育環境の中においてはどうなのかというところは当然問われている部分だと思います。きょうは本当に大きな柱ということで、課題しか出してございませんので、少しイメージがわかりづらくて大変恐縮でございます。

次回には、そういった指摘も受けまして、もう少しこのあたりは文章化して、内容として何を柱として考えているかというところを明らかにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

木島委員長 ほかに。白井委員、どうぞ。

白井委員 大きな柱のほうについての部分で、3本目の柱の教育環境の実現というところの課題の中に、15番目に教育委員会の活動の充実という、教育環境を推進する立場にある教育委員会というのを、10年を見越して、どういう形で組織その他、人材等々、やはり検討していくべきだと思いますので、それを一つ入れたらどうでしょうかということと、16番目に区他の部局との連携の強化というのを入れていただきたいと。

その理由はビジョンの背景の中にも書いていただいているんですけど、現在の問題としての少子高齢化、核家族化というのが、10年後においてもそれがプラス方向になるとは思えないと思うんです。そうすると、現在やっているこども園等について、幼稚園、保育園とか、福祉部という形でやっている部分と連携とかをしていかないと、やはり幼児教育、学校教育ということも難しくなってくると思いますので、そういう他の部局との連携というのもちょっと入れて、もうちょっと総合的な教育活動を10年後には目指したらいいんじゃないかしらと思ひまして、提案させていただきます。

木島委員長 政策課長。

教育政策課長 2点御指摘いただきました。

1点目については教育委員会自体の活動についてというところでございます。これは先ほど私も申しましたように、今後は教育委員会としても、この計画の進行状況についてもチェックをしなくちゃいけないということもありまして、教育委員会の活動等については、この1から14までの課題について、ちょっときょうの柱立ての中には入ってございませんが、別立ての章を設けたいなと思ひてございまして、このあたりの計画の実現に向けた事務局としての今後の、これを実現するための教育委員会の活動だったり、今ちょっと考えているのは教育センターの機能をどういうふうに、こういった施策を展開する上でどういう機能を持たせるかというところを含めまして、ちょっとそのあたりについては別立てにしなから、少し考えたいなというふうに思ひてございます。

それからもう一点、他の部局との連携というお話についてでございます。これらにつきましてもおっしゃるとおり、私どもとして2つ目の柱の中に家庭教育や地域教育のところを書かせていただいております。こちらの中に当然、生涯学習という観点なり、文化行政なり、いろんな点で家庭教育の支援ということになりますと、子ども家庭部との関係だったり、地域文化部についての生涯学習との連携だったり、いろいろと連携すべき部門がございます。そういったところも十分踏まえた上で、この大きな2つ目の柱のところ、どこかしっかり

と盛り込んだ形のものを出していきたいなというふうに考えてございます。

木島委員長 ほか。

熊谷委員 事務局のほうで十分に考えられているので、もしお答えいただければそれで結構なんですけど、私も羽原委員のおっしゃった意見は大変、前々から重要だなというふうに思っております、そういうことから言いますと、3つの柱の「時代の変化に対応した、子どもがいきいきと学ぶ教育環境の実現」のところに、時代の変化ということに対応していくんだという新宿の中で、ここで支援を要する子どもの教育というのはちょっと無理があって、支援を要する子どもというか、特に落ちこぼれといいますか、非常についていけない子たちに新宿区は手厚く、将来も見据えて熱心に取り組んでいくんだと、決してそういうことを他区に負けないような手厚いケアをするということであれば、やはり最初の柱の質の高い、それこそ質の高いというのはよくよくできる子に対応としているんじゃないかと、非常に本当の意味での教育をやるんだということであれば、この支援というのは、やはり3つの柱の中の1番目の中に入れたほうが区民もわかりやすい。

それで、13のところは、主な基本施策のところをしてみますと、これは明らかに日本の学校生活とか、日本語の初期指導等の充実ということで、これは明らかに国際的に、外国人の方が10%いる新宿区では外国人の方に非常に手厚くそれをやるんだということであれば、ここをそれだけに、ですから支援を要する子どもということじゃなくて、国際的に新しい時代に対応した、国際化に適した教育の推進とか、何かそうすれば、ここで情緒障害とかそういうようなことも書かずに、かえってすっきりするんじゃないかなというふうに思いますので、それが結果的には、羽原委員の言われた目玉の一つになってくると。私はやっぱりそこをもう少し検討していただきたいと思いますが。

木島委員長 政策課長。

教育政策課長 大変貴重な御意見をいただいております。

熊谷委員なり羽原委員がおっしゃられた点について、私どもとしては、特にこの14の課題の1番のところと13のところの課題、この見せ方もそうですし、やっぱり新宿らしさをどう出していくかというところで苦慮していたところでもございますので、今の御指摘を十分拝聴させていただきながら、次回のときにはそれを踏まえた形での体系図をつくっていきいたいと思います。よろしく願いいたします。

木島委員長 そちら辺で、羽原委員のおっしゃることももっともだし、熊谷先生のおっしゃることももっともだと思ふし、今の政策課長のお答えも当然だろうと思ふすけれども、義

務教育ということの難しさは、やっぱり習熟度別ということもあると思うんです。底辺ばかりに厚くということも不満の一つになるでしょうから、そこら辺もはっきり区別して、2つにしっかり分けて、できる子はできる習熟度別の教育をしなければいけないだろうし、理解力のおくれている子に対しての厚い教育もするんだということ、やっぱりそこら辺で2つにしっかり分けて文章化して、はっきり皆さんにわかるようにしたほうがいいのかなと。

それとやっぱり非常に新宿というのは、熊谷委員がおっしゃったように、外国の子どもたちも多いわけですから、そこら辺の教育というのは新宿に課せられた大きな問題だと思って、そこら辺もぜひ施策の中で明文化して、きちんとした方向がやっぱり新宿の教育目標になると思うんですね。今の点、ぜひ政策課長、十分御検討いただいて。どうぞ。

教育政策課長 本当にたくさん御指摘いただいて、本当にありがとうございます。

まさしく個々人に応じたしっかりとした教育、環境、質の高いということも含めて考えるつもりでございますが、何せやっぱり文章としたときに、やっぱり皆様方に理解をしながら、十分教育委員会としても細かいところへ配慮した形での政策展開ができていかなというふうに見せられるような、そういう工夫を事務局全体でまた再度、帰って検討した上で、今の委員長のお話も含めまして、しっかりと出していきたいと思います。よろしく願いいたします。

木島委員長 それと、白井委員が言われた、教育委員会の充実の問題と他の部局との連携強化というのはいかがでしょうか。こういう教育の目標とか柱とかに、僕はちょっとそぐわなかなという気がするんですね。そのほかの施策の中でそれはしっかりと別の形で設けるべきだろうと思うんですが、いかがでしょうか、他の委員は。どうぞ。

教育長 今回の件については、この計画の推進に当たってというような別の章を起こして、今の教育委員会の活動の充実であるとか、今事務局の話がありました教育センターの活動の展開とか、それから区長部局との連携の強化とか、そうした形でまとめて別枠に出すというほうがいいのかと思います。

木島委員長 そうだろうと私は判断しました。よろしいですか、白井委員。

白井委員 結構です。

木島委員長 そういう形でぜひ、きれいに、すっきり、わかりやすくという3つの柱でよろしく願いします。

ほかによろしいでしょうか。またこれは26日の臨時教育委員会でも検討させていただくということで、本日は……、どうぞ。

教育長 章の教育目標なんですけれども、前々からちょっと私ども気になっていたのが、互いを思いやる心というところで、もう少し相手の立場を尊重するというような趣旨をここに入れ込んだらどうかというようなお話が出ていたような気がするんですけども、こちら辺はいかがでしょうか。この文章でよろしゅうございますか。

木島委員長 いかがでしょう、ほかのみなさん。

じゃ、羽原委員からどうぞ。

羽原委員 ちょっとこの前言ったことで、ちょっと気にはなっていたんですが、最初に子ども一人一人、つまり個人というものを確立させる、自立性を高めるという意味であって、それから2つ目が家庭や地域というような、いわゆる社会ですね。家庭と地域に限定するのかなという気はしないでもないですが、そこで社会とのかかわりがあると。個人がしっかりした上で社会だという意味ではこういう配列かなと思いつつ、前書きの部分で、つまり社会とのつき合い方ですね。思いやるという感じじゃないんです、僕の言いたいのは。社会と自分との関係がどうであるかというかかわりをそれぞれが自覚する、理解するという意味で、個性をつぶすような社会状況ではいかん。しかし、今は余りに社会がわからなさ過ぎる状態が蔓延したんじゃないかという意味で、個人と社会とのかかわりについて、前書きのところでもうちょっと個人と社会を分けなくて、リンクした部分をいい表現でと。それは僕は思いやりという表現じゃないんじゃないかなと。

思いやらなくてもいいんですよ。自分の言うべきことは大いに言えばいいんですよ。反論したときにキレないぐらいの理解度がなきゃいかんとかそういう意味です。一つの社会の粒子であるから、言いたいことは言って結構だと。ただし、それは相手、社会があつての中の個人見解であるぞということが認識できるような教育、そういう個人と社会の環境をうまく前書きのところであたい込んでほしいなという感じです。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 今の御指摘の部分でございます。ちょっと私どもも今回、傍線で2つ変更させていただいたところがございますので、そことあわせて全体的にどうするか、ちょっと検討させていただければと思います。

木島委員長 よろしいですか、ほかの委員は。

羽原委員 教育長の趣旨からちょっと違うかもしれませんが。

教育長 いえいえ、実は互いを思いやるというだけだと、もうちょっと立場を尊重するみたいなのが、ちょっと言葉として今適切な言葉は思い浮かばないんですが、ちょっとあつたほ

うがいのかなという、私自身もちょっとそんなふうに思ったものですから。

白井委員 考えを認めるとかそういうことですかね、羽原先生の言いたいのは。

羽原委員 そうですね、理解し合える状態。

白井委員 相手を認めて受容して……

教育長 互いを認め合い、思いやる心。

白井委員 情緒的な思いやりじゃなくてということを多分……

木島委員長 ということは、差を尊重するということですね。つまり自分を律し、自分の意見は自分の意見、だけど他人の意見も尊重し、また他人を人格的にも尊重するということですね。思いやるというと、勝手にこちらがという。

羽原委員 それから、この相対する人間という意味と、それからもうちょっと漠然とした広い社会、コミュニティというものとのかわり。つまり個人に対するという部分では思いやりとか、あるいは理解し合うという表現でいいんだけど、もうちょっと社会という状態と個という関係を、何かいい表現がないかなと。

白井委員 例えば、自らを律し、互いを認め、共生できる心を持つとか。いわゆるその社会との関係というのは共生ということですよ、ともに……

羽原委員 そうですね。共生という言葉がもう使い古して、イメージはあるんだけど、具体的に理解できないし、子どもに「共生」と言ったって「強制」されるんじゃないかなという。だからもうちょっと何か……

白井委員 いい言葉ね。

熊谷委員 パブリックという意味ですよ。

教育長 2点目のところで、自分と社会という関係が出てくるんですね。1点目は、自分の中と、それから自分と他者という、そういう切り分け方をしているような感じなんです。そうすると、やっぱり自分と他者という、やっぱり相互に理解するとか、尊重するとか、認めて、かつ思いやりも持つというようなところが1点目で、2点目が社会との関係で、こういう参画までいくのかなというふうに、ちょっと私はこれをそういうふうに読んでですけども。

木島委員長 なるほど。

どうぞ、政策課長。

教育政策課長 本当に大変な、実は事務局としてもここは何度も何度も書きかえて、何回書きかえたかわからないぐらいなんですけど、確かに各委員の先生方の御意見は本当にもっとも



だと思っています。それをうまい表現で、新宿らしさも出しながら、最初の3行あたりは、こういった形の理念として、そういう心なりそういう思いを持った区民としての成長という形での、一つの行動に対する一つの理念づけというものが前提になってございますが、下のちょうど丸3つのところは、ある意味では各場面ごとにとりうふうなところを意識しながら、そういう人を育てたいという意識で書いているんですが、やっぱりおっしゃられた趣旨のところをどううまく表現できるかというところは、事務局も悩みながら今回案を出させていただいてございます。十分もう一度、今の御指摘を受けた中で、いい表現をまた考えて、次回にまた出したいなと思います。よろしくお願いいいたします。

木島委員長 はい、羽原委員。

羽原委員 もうちょっと混乱を招きたいと思います。

家庭や地域というんですけど、これからネット社会とかということを見ると、それから今の子どもたちは家庭や地域では比較的いい子の要素が強いんですよ。だけど、これが一たび中高生ぐらいになると、電車の中で食べるわ、飲むわ、化粧はするわ、これは家庭と地域じゃないんですよ。もうちょっと広い意味の社会、熊谷先生の言うパブリック、この精神をもっと小さなころからたたき込むということ、僕はそこのある程度強制的な強さがないと子どもは育たないと思いますよ。

それを、個性というものを大事にしながら、今の個性というのは個性でも何でもなし、要するにユニクロでも個性なら個性でいいけれども、だれも着ている、茶髪になれば全員茶髪になるからおれの個性も茶髪だという、そういう意味じゃなくて、個性というのはもっと強烈なものがあったもいいし、はみ出る個性でもいい。しかし、社会とのかかわりで、それが人の迷惑になるのかどうであるか、そういうところ。キレたり、ITでああいう悪いメールを送らない、そういうことを含めた社会というところをもうちょっと拡大しておいたほうが、10年後という、もっとこれは進むんですね、悪い方向に。

だから何かそこも、家庭・地域をもう一枠広げながら、立体化したような社会というところの方がいいんじゃないかと。

木島委員長 はい、政策課長。

教育政策課長 家庭や地域、それからパブリックというお話も出てきてございますので、この白丸の中の表現の改正という形を考えるか、また場合によったら、その丸をもう一つつけ加えるのかどうかを含めて、そのあたりについては再度検討させていただきたいと思います。

木島委員長 そういうことで、今の議論を十分考慮した上で御検討願うと。期待しております。

す。ほかに。よろしいですか、羽原委員、こちら辺で。

ということで、特別ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

報告 1 社会教育委員の会議の意見書について

報告 2 平成21年度の学校給食調理業務の民間委託について

報告 3 原油等価格高騰緊急対策の実施について

報告 4 新宿区立図書館の特別休館日等について

報告 5 その他

木島委員長 次に事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 4 までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

政策課長。

教育政策課長 私からは、1点目の社会教育委員の会議の意見書ということで報告をさせていただきます。

1番、概要・経過を見ていただきたいと思います。教育基本法の17条で位置づけられました、先ほどのこととも関連しますが、「教育振興基本計画」の策定との関係で、ことしの3月に社会教育委員の会議に「家庭の教育力の向上支援のあり方」ということで意見をお願いしていたところでございます。それを検討していただき、今回教育委員会のほうに提出されたところでございます。今後はそれを受けて計画策定をしていくという形になります。経過の詳細についてはその記載のとおりということでございます。

1枚めくっていただきまして、きょうは冊子そのものをお渡ししてございますが、時間等の関係もございまして、本日はその概要をつくらせていただきましたので、その概要の説明という形で報告にかえたいと思ってございます。

「家庭の教育を高めるために 大人たちの学び合いによる長期的なつながりを」というふうな副題になってございます。「はじめに」のところが社会教育委員の方々の視点という形でございます。本来は、子育てというものは希望と喜びに満ちた営みであるということでございますが、子育て環境については、いろいろな状況があるわけでございますので、場合によったら厳しい、非常に難しいということを前提に、どちらかというとな非常に悲観的になる場合もあるやに聞いているところでございます。十分、親と子どもとの「共育」の場として子育てを共有しながら、親が学びによって市民性を備えた大人として地域の担い手となる

ということを一つの思いとして、今回提示があったところでございます。

大きくは、意見書の概要については1番、家庭教育の何が問題かということで、現在抱えている問題の提起というところ。それから、その次のところは、それに対する改善策という一定の意見という形になってございます。

ここに出てきているものは、私ども教育委員会がすべて所管できる事項ではございません。それをちょっと前提に申し上げまして、これは社会教育全体の話でございますので、先ほど出ていたように、区長部局のほうにも十分考慮していただくことがございますので、それを前提にお話を申し上げます。

家庭教育のところの課題でございますが、大きくは4点書いてございます。都市型の家庭における利点と「2方向」からの圧力ということで、新宿区という都市型の地域における家庭というものがいろいろな文化施設や教育施設に恵まれた便利な、特に経済的な利便性を享受しているということがありながらも、実際には逆にいろいろな情報過多になっていて、多方面からの圧力があるというふうなところの記載があります。2つの圧力の要素ということで、ここでは紹介されているところでございます。

(2)は「つながり」がないということで、1つ目は、子育ての知恵を持たない「第2世代」の若い親たちということで、核家族が進む家庭の中で、いろいろとおじいさまやおばあさまの世代から引き継ぐ子育ての知恵や知識、そういったものが十分、子育てする環境の中で共有できていないんじゃないかというような御指摘が一つあろうかと思えますし、直接な子育て等の体験自体も少なくなっているんじゃないかということが課題の視点になってございます。

それから、緩やかなつながりによる日常的な学びの場がなくなったということで、そこにはございますが、家庭の閉鎖性だとか、地域においては町会やPTA活動はございますが、それに対する参加もなかなか、まだまだ強くないということで、子育て自体が孤立化する可能性もあるということで、その点については学びの機会を失っているんじゃないかという指摘でございます。

3つ目は、教育が「サービス」としてとらえられ、実質的に親が学習する機会がないということで、どちらかというところそういうふうな視点から、教育をお金で買えるサービスだというふうな認識が一つの問題ではないかという提起になっております。

4点目は、多様性の強みを生かした共生の結び目が見えないということで、非常に新宿区は多様性に富んだ社会・地域でございますけれども、それがうまく教育環境、子育ての環境

の中で生かし切れていないという指摘だろうというふうに考えてございます。

次のページでございますが、そういった状況を踏まえて、改善策という、これはより具体的な施策展開というよりも、そのような視点での行政の執行というような感じで受けているところかなというふうに思っております。

1つ目は、困難を抱えている親に対する援助ということで、総合的な支援のために必要な連携というところが一つでございます。人の育ちを核とした連携を行うことの重要性をそこに書いてございまして、これは専門家による連携の創出という言い方をしておりますが、さまざま各行政分野で子育てについての支援をやってございますので、そういったものが縦割りにならないようにして、私どもが十分調整していく必要があるというふうに解釈してございます。

2つ目については、無用な圧力からの解放ということで、まさしくだれにも即する子育てのマニュアルみたいなものがあるわけではございませんので、置かれた家庭や置かれた環境の中での、その人なりの子育てというものがどうなのかということをしっかり考える必要があるんじゃないかという指摘になってございます。

(2)が、つながりを生み出す・生かす・引き継ぐというところでございますが、のところについては、家庭教育実践や事業を見直し、財産を引き継ぐということでございます。私どもとしても家庭教育学級や講座等、いろいろと教育委員会でもやってきたところでございますけれども、一たん義務教育を出た後、地域としてのつながりはどうなるか。子育てが終わった人たちが十分、今現役で子育てしている方に対しての、そういった資産等の連携がどうなっているのか。そういったところがまだまだ弱いんじゃないかということでございますので、そういったところは継続を前提にしながらも、そこに指摘されたところが3点ほどございます。出産前の親を含めた学習の場・日常的に集える場での学習機会・祖父母等世代への学習の場の提供、そういったところを一つの視点にした事業展開をお願いしたいという要望になってございます。これはまさしく他のいろいろな行政部門との連携が図られる部分かなというふうに考えております。

については、PTAの持つ自己・相互教育力の再認識ということで、PTAの活動の場というのは、まさしく親同士が育ち合えるということで、非常に理想的な場であるということで、情報交換も十分できると。仲間として自分たちの力で何とかできないかという、非常に主体的な取り組みを現在のPTAの皆様はやっておられますので、それを私どもとしては期待をし、また支援をしていく必要があるというふうに考えておるところです。

については、地域の居場所づくりを見直すというところでございます。やっぱり地域で育つ子どもたち、子育てをする家族に対して、どのような地域であるべきかと。そのための居場所づくりを当然いろいろな形でやってきてございますが、やっぱり自然と集える施設だったり、そういった場所だったり、そういう地域だったり、そのためにこういった活動がいいのかということでございますので、そここのところの配慮が必要かなというふうに考えておるところでございます。

については、新たな居場所づくりの展開ということで、ここでは総合型地域スポーツ・文化クラブの関係です。この部分については、20年度から地域文化部の事業という形になってございます。いろいろなスポーツや文化活動を通じて、区民の多様なつながりやきずなを大事にしたいという視点から、地域の教育力の向上とコミュニティの再生というところに生かしてほしいというねらいでございます。

(3)のところは、区民の主体的な相互学習による長期的な相互支援こそということで、ここでは大きく2つ、「学習としての託児」の持つ意味の再認識というところと、「たて」の事業を「横」に結ぶ人材の発掘と養成ということで、大きく2つ書いてございます。

集団の中で子どもの育つ場、またそこから親も学ぶ場として十分そういった認識を持って専門的な学習を進めてほしいという点と、それから、地域でおのおの縦の事業を横に結ぶためのコーディネーター役といいたいまいしょうか、そういった人たちを実践の場で育ててほしいという思いが書いてございます。

次のページでございますが、専門的なコーディネート機能の確立ということで、このところも主には私ども行政職の専門の職員、これらがおのおのスキルアップを図って、積極的に地域に出向き、連携を図りながら、行政全体として子育てに対して対応していくと、そんなところが言われているところかなというふうに考えておるところでございます。

最後の(4)でございますが、区民による多様性の結び合いというところで、あたらしいつながりを生み出すというところで、中段あたりに、区の多様性として外国人が多く暮らしている地域でございますので、そこの交流と、これが一つの視点。また、その人たちに対する日本文化の育成等についてもつなげていってほしいという思いが書いてございます。

最後は、企業の役割ということで、企業の役割として、社会に貢献できる活動として、営利活動だけではなく、社会的な貢献のための目指すべきところという役割を十分認識してほしいということで、土日等での教育力の向上に向けた貢献をさらに望むということと、そこに保護者等がかかわってまいりますので、そういったときにボランティア休暇等の中にPT

A活動も入れてやっていただきたいと。それを、できれば自治体から実践できないだろうかという提言になってございます。

以上でございます。

学校運営課長 学校運営課長でございます。平成21年度学給食調理業務の民間委託につきまして御報告をさせていただきます。

学校調理業務の民間委託につきましては、平成16年度から開始をしているところでございます。現時点では小学校11校、中学校6校の合計17校で実施してございます。現在、新宿区の第一次実行計画、平成20年度から23年度の計画でございますけれども、この中で毎年4校ずつ民間委託していくという計画になってございまして、それに基づきまして今年度も、2年目になりますけれども、実施するものでございます。

委託の実施校でございますけれども、小学校におきましては、津久戸小学校、戸山小学校、淀橋第四小学校。それから、西戸山中学校でございます。

委託実施校の選定の考え方でございますけれども、平成21年度の給食調理員数の状況、あるいは学校栄養士の配置状況、学校の規模や特性、こういったものを勘案して選ばせていただきました。

今後の予定でございますけれども、委託実施校に対しましては、学校長に平成21年4月から給食調理業務を委託することの通知と協力依頼を行うと。それからその後、当該校の保護者に対しまして、PTAの会合等を利用いたしましてお知らせ、御説明をしていくという運びになります。

次に、原油等価格高騰緊急対策の実施についてでございます。

これにつきましてはお手元に資料がございますけれども、目的は、最近の原油価格の急激な上昇とそれに伴う燃料、原材料及び食料の価格高騰は、区民生活や事業者の経営に大きな影響を及ぼしているということで、これに対しまして、深刻な影響を受ける業者等に対する支援や学校給食への支援を行うことで、区民サービスの水準の確保を図るというものでございます。

2番目のところに、国内企業物価指数の上昇幅等が載っております。このたび私どもで実施いたしますのは、その中の(5)学校給食への支援でございます。学校給食への緊急の対応として、食材費の価格高騰による影響額について、牛乳を現物支給することにより給食の質の維持を図るというものでございます。

それで、実際に食材費の値上がりがどうであったかということにつきましては、私ども昨

年の4、5、6月の実際に統一献立として教育委員会で作成したものにつきまして、昨年の価格と、それからことしの食材費の価格とで金額を入れまして比較をいたしましたところ、小学校におきましては8.04%、中学校におきましては8.31%の上昇が見られました。それで、これに対しまして、今後10月以降、新たに作成する献立分につきまして支援をしていこうということでございますけれども、値上がり相当額というのは総額、理論値でございますけれども、全員の方が食べた場合ということでございますけれども、およそ2,440万円ほどが値上がり分というふうになります。そのうちのおよそ94.7%に当たる2,309万8,000円程度を給食費の購入代金ということで助成をするものでございます。具体的には、各学校で児童・生徒さんが飲んだ牛乳の代金を教育委員会が支払うといった形で実質的な支援を行うというものでございます。

お一人当たりになると半年分でどのぐらいの影響になるかということでございますけれども、小学校の低学年、中学年、高学年、あるいは中学校、おのおの単価は違うんですけれども、お一人当たりですと、およそ1,800円から2,400円ほどの援助になるというものでございます。

以上でございます。

中央図書館長 中央図書館長です。

それでは、新宿区立図書館特別休館日等について御報告いたします。

7月の教育委員会におきまして、ＩＣタグちょう付作業のために特別休館の日程を御報告しました。その後、また設置工事、または自動貸出機の導入、それと戸山図書館におきましてはアスベストの除去工事、これらを含めて、20年度の下半期について、すべて休館日等の調整ができましたので、御報告させていただきたいと思っております。

今回の特別休館日につきましては、今申し上げましたＩＣタグのちょう付期間、それから特別図書整理、いわゆる曝書と言っているものでございますが、この2つをあわせ持って各館に特別休館日を配置し、それに加えて、それぞれ個別に、例えば中央図書館であれば1月20日から2月1日まで、3階、4階とカウンターが分かれているのを1つのカウンターにし、なおかつＩＣタグのちょう付に伴う自動貸出機の設置とか、そういうゲートの設置、こういうような工事を行うために、1月20日から2月1日まで工事期間を想定しております。

それから、北新宿図書館につきましては、10月26日の日曜日に、この北新宿図書館以外に児童館、それから障害学習館を含めた複合施設におけるちょう付等の工事がございますので、新たにこの日を加えさせていただくということと、それから戸山図書館につきましては、こ

ちらのほうはアスベストの除去ということで、2カ月間にわたり工事期間を設ける関係で、特別休館日を設定させていただきました。

ただ、この期間、かなり図書館の休館日が多くなるということで、できるだけ従来休館日でありました、例えば図書整理日、そういったものについては直近の図書整理日を開館するとか、例えば中央図書館におきましては1月の下旬に工事が重なることもありまして、当初は1月5日がちょうど月曜日に重なりますが、この日については開館するというようなことで、できるだけ開館日がふえるように工夫させていただきたいと思ひまして、このような整理をさせていただきました。

これにつきましては、今後周知活動を徹底いたしまして、皆様方によくわかるような形で各図書館ごとに周知活動をしてまいりたいと思ひています。

以上でございます。

木島委員長 説明が終わりました。

報告1について御質疑のある方はどうぞ。

どうぞ、熊谷委員。

熊谷委員 報告1の社会教育委員の会議の意見書についての、1番の概要・経過のところの6行目なんですけど、大変貴重な御意見をいただいたんですけども、教育委員会ではこの意見を受けて計画を策定していくというふうに言われているんですけど、この計画は具体的にはどういうものを指しているのか、ちょっと教えていただきたかったです。

木島委員長 教育政策課長。

教育政策課長 先ほどの「(仮称)教育ビジョン」という形になってございますが、その中で、今回、社会教育委員のほうに出てきたものについての、特に教育委員会としての所管している事項については、そこに反映していく形になっていくかと思ひます。

また、それ以外の他の区長部局との関係については、先ほどの議論にかかわってきますが、別の章立ての中で、他の部局との連携みたいな形の中で一定の表記をしていく形になるのかなというふうに現在は思っております。

熊谷委員 ということは、通常、計画というと、きちっとした何か計画というのはあるんですか。そういう意味ではないんですか。

教育政策課長 今回の計画というものについては、社会教育委員に私ども事務局としてお願いしたのは、振興計画の策定に向けての一定の意見がいただきたいという趣旨でございましたので、それに伴う形での整理というのが主たるところでございますが、私どもが所管でき



る部分とそうでない部分もございますので、区長部局につきましては、各行政の執行の過程の中でこういった点についての配慮といたしましうか、参考にしていただきながらお願いしたというような趣旨も入っております。

熊谷委員 わかりました。

木島委員長 ほかに。白井委員。

白井委員 貴重な御意見をいただきまして、特に家庭の教育力を高めるための改善策の中で、(2)の「つながり」を生み出す・生かす・引き継ぐというところで、等、特にPTAの持つ自己・相互教育力の再認識という部分も指摘されておりますので、やはり今度の基本政策の中にその視点を入れた形でつくっていきたいと思っております。

木島委員長 教育政策課長。

教育政策課長 御指摘のとおり、私どもPTA活動等を通じた家庭教育に対する向上というか支援、親力をつけていただくための、それは教育委員会としての一定の役割がございますので、そこの中の施策については、ここでのものについては十分配慮をしながら、私どもとしては計画化していきたいというふうに思っています。

木島委員長 ほかに。

白井委員 そういう意味で、ちょっと、ぱっと連携しているかどうかわからない。主な基本施策の中にPTAとかという言葉が出ていないかなという部分があったものですから。ちょっと明確な形で何か考えていったらいいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

教育政策課長 先ほどの骨子の中に、ちょっと目出しとして直接は出ていないかもわかりません。体系図の中で言いますと、大きく3つの柱の真ん中のところに、7番目に家庭の教育力の向上と活動支援という部分がございますので、このところについては、一番右側を見ていただきますと、これは具体的に教育委員会が所管してやっている事業もぶら下げてございます。そういった中に、ここではまだPTAという言葉がまだ出ていませんので、そういったものを盛り込みながら、ちょっと文章化をしていきたいなとも思います。

木島委員長 ほかに。

社会教育委員の会議の方の貴重な御意見をいただいたわけですから、これをもとに、非常にこれから、それを背景にしたいろいろな政策、施策、そういうものをやっぱり考えていかなきゃいけないだろうと思います。

いわゆる教育ビジョンの中にはきちんとまとまっているわけですから、その施策を、十分それを反映した中で、やっぱり御意見を満足させるようなことを考えていかなければいけな

いと思います。

戦後はやはりみんな体が弱かったから、いわゆる体の病だったろうと思うんですが、今の世の中は、満たされると精神のほうの気のほうの病が非常に問題になるんでしょうから、そこら辺のところをやっぱり大切に、これからの教育に活かしていかなければならないでしょうし、学校だけではなく、やっぱり社会全体として考えていくということで、今の御意見は本当に貴重かなと思われるところですね。ぜひ政策課長、これもまた頑張ってやっていただきたいと。

教育政策課長 先ほどからいろいろ御指摘、御意見いただいてございますので、この点につきましても十分、お2人の先生のほうからも御指摘をいただきましたので、ぜひその点も踏まえた形での文章化を考えたいというふうに思います。

木島委員長 ほかに。

熊谷委員 1つだけ。この件については御意見をいただいた上で、すべて教育委員会でのいうのではちょっと手に余る部分もあるかと思いますので、ぜひ区長部局と調整し、あるいはうまく、単に連携ということではなくて、分担もはっきりさせて、教育委員会でよりも、社会教育として必要な部分は積極的といいますか、そちらでやっていただくということをぜひお願いしたいということです。

教育政策課長 御指摘のとおりでございます。社会教育は非常に幅が広い分野を持っておりますので、20年度からおのおの、区長部局、特に地域文化部と子ども家庭部に分かれた機能がございます。それと教育委員会としての役割、そのあたりの役割を明確にした上での対応をとっていきたいというふうに考えてございます。

木島委員長 羽原委員、何か一言出そうな雰囲気ですが。

羽原委員 いやいや、ありません。この内容を批判するわけにはいかないから、発言いたしません。非常に有効、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

木島委員長 そうですね。

熊谷委員 しつこいようで申しわけないんですけど、逆に言えば、教育委員会のほうから区長部局へいろいろな、ある意味での社会教育に対する意見というものをお出しすることもあり得るといぐらいのことで進めないと……、と思います。

木島委員長 どうぞ。

教育政策課長 私どもとして、私もこの4月から来まして、これは一つの大きな課題だというのは思っております。特に新たにできた子ども家庭部、それから地域文化部も非常に大き

な組織ですから、その中で埋没しないように、私どもから移行した分野について、しっかりと進行管理をしながら、教育委員会として指摘すべきことはしっかり指摘していきたいというふうに考えております。

熊谷委員 しつこいようですが、実際こういう2つの部局で幅広い視点から教育ということを進めるんだというのは、私は、先ほど羽原委員もおっしゃったように、新宿区の教育のあり方の一つの大きな目玉だと思しますので、その点をぜひ積極的に推進していただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

教育政策課長 事務局としては政策課が窓口になりまして、十分、教育の活動として、この分野についての最終的に成果が出せるように、縦割り行政と非難されないように努力をしてみたいです。よろしくお願いたします。

木島委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見がなければ、次に、報告2について御質疑がある方はどうぞ。

どうぞ、白井委員。

白井委員 ここで書いてくださっているPTAとか、学校給食運営協議会のほうの評価としては、民間委託がおおむね良好というふうなことで、具体的にどんなところが評判がよいというふうに出ているのでしょうか。

学校運営課長 新規に委託した学校につきましては、学校給食運営協議会を1学期ごとにやるということになってございます。2年目以降は年に1回ですけれども、初年度に3回やるということになってございます。私も可能な限り出席しておりますけれども、一番保護者の方から言われるのは、メニューの多様性です。人員が、正規職員だけでやっている時代に比べますと、大体平均2名程度多くの人が入る形になります。ふえる部分というのはパートの方ですけれども、ただ、人手がふえる分だけ手間のかかる調理ができると。その結果、学校によってですけれども、アンケートで、食べ物を選べる日というのが、年に1回とか多くはないんですけど、そういう日を設けたりとか、そうでなくても、皿数をふやして豊かな給食が出るようになったということについてが一番評価をいただいているところかというふうに思います。

木島委員長 ほかに。

給食で、最近子どもたちが残す量は多くなっているんですか、少なくなっているんですか。

学校運営課長 これは、例えばとてもしっかりした栄養士がいる学校の前で申し上げますと、例えば残す量を減らすだけでしたら、言うならば、子どもたちに迎合して、ファストフ

ード風とかコンビニ風の味つけなり食材を使ったものを出せば、減るわけです。逆に、嫌いなもの、食育、いろんな観点から、薄味あるいは子どもたちが余り好きじゃない豆類なんか、あとは海草なんかも出すと残るといふうに言われています。

残すから出さないのか、それとも多少嫌がられても出して、食べなきゃいけないんだよといくのか、その辺の兼ね合いというのは様子を見ながらやっているという状況にあります。ちょっと今データとして残菜の処理委託の数字というのは持ってきていないですけども、そういった形で、状況を見ながら、メニューなり味つけなりは行っているという状況にあります。

木島委員長 実際にメニューというのは、親のほうとか、当然食べるお子さんのほうにもう前もって、どのくらい前に渡されるんですか。

学校運営課長 前月の半ばぐらいにはお配りしていると思います。

木島委員長 出るものがわかれば、親も当然食べるという教育はしなければいけませんね。

学校運営課長 もうちょっと言いますと、学校によっては、クラスごとに残った量なんかをグラフにしているような状況もあります。先生によっても違いがあるかもしれません。その辺はトータルで、給食を使った食育ということも考慮に入れながら行っているという状況でございます。

木島委員長 出た物の好き嫌いだけで残すというのは非常に残念だと思うんです。やっぱり理解して食べるのと、ただ好き嫌いで残しちゃうというのは随分違うと思うんです。それが十分されているということで、安心いたしました。どうもありがとうございました。

どうぞ、白井委員。

白井委員 給食と、あと今、食育という形が出たので御質問させていただきますが、10年ぐらい前のお話で恐縮ですけど、やはり学校給食のときに保護者向けに給食の試食会をやってくださって、そこで学校栄養士さんがその献立についての説明、それで、特にそのときはいかに子どもたちにお魚を喜んで食べてもらうかということで、私の記憶では、あんかけとかのものをつくって出してくれて、そういう意味で、食育というのを保護者に対してもやってきていたんですけど、それは民間委託になってからも引き続きやっていただいているんでしょうか。

木島委員長 どうぞ、運営課長。

学校運営課長 その分野につきましては、基本的には栄養士が行っていると思います。ちな

みにですけど、ある学校の運営協議会では、ほとんどだしのとり方の講習で終わっちゃうようなケースもあります。お母さん方が「あの味はどうやって出すのか、子どもに聞かれたんだけど教えてください」みたいな、質問事項はそんなことだったりというようなケースもございます。

木島委員長 よろしいでしょうか。

白井委員 はい。

木島委員長 ほかに御質問がなければ、次に、報告3について御質疑がある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。よろしいでしょうかということは、皆さん今の状況をよく理解されているということだろうと思いますけれども、よろしいですか。

特別質問がなければ、次に、報告4について御質疑のある方はどうぞ。

この休館日は、ここに書いているように、図書整理とICタグちょう付作業、またアスベスト除去という目的で休館をせざるを得ないということなので、休館日はできるだけ短縮しているということです。よろしいでしょうか。

御質問がなければ、本日の日程で報告5、その他となっていますが、事務局から報告はありますか。

教育政策課長 本日はございません。

木島委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

## 閉 会

木島委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時25分閉会